

番号	請求日	請求内容	決定日	公開しないことと決定した部分	公開しない理由	審査請求日
1	令和4年12月19日	屋外分煙所モデル整備の決定について/健康づくり課/2022/健第3031号	令和5年1月18日	設置者名、担当者名、電話番号、メールアドレス 取引先の会社名、住所、電話番号、FAX番号、担当者印影、振込先	①設置者名、電話番号、メールアドレスが記録されており、これを公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当するため。また、個人の氏名が記録されており、これを公にすることにより、特定の個人が識別され得ると認められ、条例第9条第1号に該当するため。 ②取引先の会社名、住所、電話番号、FAX番号、担当者印影、振込先が記録されており、これを公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当するため。	令和5年4月26日
2	令和5年1月16日	大阪府警本部への暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会について/健康づくり課/2022/健第3266号 債権債務者登録/健康づくり課/2022/健第3277号	令和5年2月10日	①申請者名、生年月日、性別、所在地 ②暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答 ③債権債務者名称、口座情報	①申請者名、生年月日、性別、所在地が記録されており、これを公にすることにより、特定の個人が識別され得ると認められ、条例第9条第1号に該当するため。 ②暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答が記録されており、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第9条第1号に該当するため。 ③暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答、債権債務者名称、口座情報が記録されており、これを公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当するため。	令和5年4月26日
3	令和5年2月5日	大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金に係る交付決定及び経費支出について/健康づくり課/2022/健第3375号	令和5年3月6日	①申請者名 ①生年月日、性別、所在地 ①連絡担当者名、電話番号 ②（交付申請書類一式より）要件確認申立書に基づく回答（1～8） ②取引先の会社名、住所、電話番号、FAX番号、担当者印影 ②口座情報	①申請者名、生年月日、性別、所在地、連絡担当者名、電話番号が記録されており、これを公にすることにより、特定の個人が識別されると認められ、条例第9条第1号に該当するため。 ②要件確認申立書に基づく回答（1～8）、取引先の会社名、住所、電話番号、FAX番号、担当者印影、口座情報が記録されており、これを公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当するため。	令和5年4月26日
4	令和5年2月20日	令和5年1月18日付け健第3333号による部分公開決定に先立ち第三者から徴した意見及び照会に係る文書	令和5年3月20日	設置者名、担当者名、電話番号、メールアドレス	本件行政文書（非公開部分）には、設置者名、電話番号、メールアドレスが記録されており、これを公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当するため。 また、個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別され得ると認められ、条例第9条第1号に該当するため。	令和5年4月26日
5	令和5年4月9日	大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金にかかる交付額の確定について/健康づくり課/2022/健第4025号	令和5年5月9日	①設置者の代表者職氏名、設置者の取引銀行に係る情報及び口座番号、発注先に係る情報 ②発注先担当者の印影	①設置者の取引銀行に係る情報及び口座番号、発注先に係る情報が記録されており、これらを公にすることにより、当該設置者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであり、条例第8条第1項第1号に該当するため。 ②設置者の代表者職氏名、発注先担当者の印影が記録されており、これらは個人が識別し得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであり、条例第9条第1号に該当するため。	令和5年8月14日
	令和5年4月17日	大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金に係る交付決定及び経費支出についての支出命令/健康づくり課/2022/健第3375-2号	令和5年5月10日	①設置者の取引銀行に係る情報（金融機関等名称・支店等名称・口座番号・預金種別・口座名義） ②設置者の代表者職氏名	①設置者の取引銀行に係る情報（金融機関等名称・支店等名称・口座番号・預金種別・口座名義）が記録されており、これらを公にすることにより、当該設置者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであり、条例第8条第1項第1号に該当するため。 ②設置者の代表者職氏名が記録されており、これは個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであり、条例第9条第1号に該当するため。	

※表中の「申請者名」、「設置者の代表者職の氏名」及び「設置者名」は、本文中の「大阪支社長の氏名」と同一である。

※表中の「設置者」は、本文中の「申請事業者」と同一である。

※表中の「取引先の会社名」は本文中の「取引先名」と同一である。